

確認（変更）審査に関する契約書

- 1 財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）は、申請書及び添付図書に記載された建築物等の計画が建築基準法第 6 条第 1 項（建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合しているかについて審査し、適合している場合は確認済証を交付する。
- 2 センターは、前項の審査にあたり、当該申請に係る計画に建築基準関係規定への適合の判断が困難である部分がある場合は、建築主又は設計者に対して説明又は追加の資料の提出を求めることができ、また、建築主はそれに応ずる。
- 3 建築主は、センターに対してセンターが規定する手数料を現金又は、銀行振込みにより納入するものとする。
なお、銀行振込みの場合は、センターが発行する振込依頼書により契約の締結日から 7 日以内に納入するものとし、それに要する費用は建築主の負担とする。
ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、別の収納方法によることができる。
- 4 この契約書は 2 通作成し当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

平成 年 月 日

建築主 住 所
氏 名 印

(センター) 盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号
財団法人岩手県建築住宅センター

理事長 印

※ この契約書は 2 通提出して下さい。